

信用保証トピックス
(平成20年10月) ②



創立60周年記念『平成20年度新規保証推進キャンペーン』を実施

～キャンペーン対象者の保証料率を0.1%割引～

当協会では、創立60周年記念キャンペーンとし、当協会の創立記念日にあたる平成20年10月23日から平成21年2月27日まで『平成20年度新規保証推進キャンペーン』を実施いたします。

同キャンペーンにつきましては、昨年度も平成20年2月1日から同年3月31日の2ヶ月間実施し、578件、58億円のご利用があり、ご好評をいただいたところですが、今年度におきましては、創立60周年の記念事業の一環として、実施期間を大幅に延長のうえ実施いたします。より多くの中小企業者の方に、信用保証をご利用いただきたく保証料率の割引を行うものですので、積極的に本キャンペーンをご活用ください。

本年度の実施概要については以下のとおりです。

【キャンペーン概要】

実施期間	○平成20年10月23日から平成21年2月27日まで ※上記期間中に当協会が保証申込の受付を行ったものが対象となります。
対象企業	○次の①、②のいずれかに該当される方が本キャンペーンの対象となります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">①当協会を初めて利用される方 ②保証付融資を平成17年3月末以前に完済し、以後当協会の信用保証を利用されていない方</div> ただし、保証利用中である方から法人成り又は事業継承により、事業を引き継がれている場合は対象となりません。
対象融資制度	○金融機関を經由して保証申込を行ったすべての保証付融資が対象となります。 ただし、開業・事業再生・一括支払契約保証制度は対象となりません。 (平成20年10月以降に新制度が創設された場合は、本キャンペーンの対象とならないことがありますので、最寄の保証相談窓口へお問い合わせください)
保証料率割引内容	○保証利用制度の基準料率から一律0.1%割引します。 更に他の割引制度である <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">①中小企業会計割引 ②有担保割引 ③技術評価制度割引 ④商工会・商工会議所推薦に基づく小口零細保証制度割引</div> との併用により最大で0.4%の割引が可能となります。

※詳細についてのお問い合わせは、業務統括部業務統括課 (TEL078-393-3911) までお願いいたします。